

第17期 定時株主総会 招集ご通知

□ 日 時

平成28年6月29日（水曜日）
午前10時

□ 場 所

神戸市中央区三宮町2丁目1番1号
当行本店 9階会議室

目 次

- 第17期定時株主総会招集ご通知 …………… 1
- (添付書類)
- 第17期事業報告 …………… 3
- 計算書類 …………… 26
- 連結計算書類 …………… 31
- 監査報告書 …………… 36
- 株主総会参考書類
- 第1号議案 剰余金の処分の件 …………… 42
- 第2号議案 株式併合の件 …………… 42
- 第3号議案 定款一部変更の件 …………… 43
- 第4号議案 取締役2名選任の件 …………… 45
- 第5号議案 監査役2名選任の件 …………… 47

証券コード8543
平成28年6月6日

株主の皆さまへ

神戸市中央区三宮町2丁目1番1号
株式会社 **みなと銀行**
取締役頭取 服部博明

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第17期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより、議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号 当行本店 9階会議室
3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項 (1) 第17期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告及び計算書類の内容報告の件
- (2) 第17期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役2名選任の件
- 第5号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

後記の「インターネットによる議決権行使のお手続について」（49頁から50頁）をご高覧のうえ、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までにインターネットにより議決権をご行使ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、資源節約のため本招集通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第24条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.minatobk.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ① 個別注記表（計算書類の注記）
- ② 連結注記表（連結計算書類の注記）

なお、本招集ご通知添付書類に記載されている計算書類及び連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームページ（<http://www.minatobk.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

## 第17期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) 事業報告

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

##### 【企業集団の主要な事業内容】

当行グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務、リース業務、事務処理代行業務、経営相談業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

##### 【金融経済環境】

平成27年度の兵庫県経済は、円安等を背景とした企業収益の改善や雇用・所得環境の持ち直しなどから緩やかな回復基調を辿りましたが、年度後半には中国をはじめとする新興国経済の減速、さらには為替相場の円高傾向への反転などを背景に、景況感の改善に足踏みがみられるようになりました。

##### 【企業集団の事業の経過及び成果】

このような環境下、当行グループは中期経営計画『みなとInnovation 3』の諸施策を推進した結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

当連結会計年度の経常収益は、貸出金利息の減少を主因に、前連結会計年度比7億円減少の643億円となりました。また、経常費用につきましては、貸倒引当金の繰入れが増加したことから、前連結会計年度比10億円増加しました。その結果、経常利益は前連結会計年度比17億円減少の118億円となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比1億円減少の73億円となりました。

[当行の事業の経過及び成果]

・預 金

積極的な預金吸収に努めた結果、要払性預金を中心に前期末比288億円増加し、当期末残高は3兆1,030億円となりました。

・貸 出 金

法人向け貸出を中心に順調に推移したことを受け、貸出金全体では前期比873億円増加し、当期末残高は2兆5,099億円となりました。

このうち個人向けは、前期末比46億円増加し、当期末残高は6,758億円、中小企業向けは、前期末比576億円増加し、当期末残高は1兆2,919億円となりました。

・有 価 証 券

国債・地方債を中心に、前期末比266億円減少し、当期末残高は5,099億円となりました。

このうち国債は、前期末比130億円減少し、当期末残高は1,715億円となりました。

・総 資 産

前期末比665億円増加し、当期末残高は3兆4,785億円となりました。

・内国為替取扱高

期中5,112億円減少し、10兆8,872億円となりました。

・外国為替取扱高

期中108百万ドル減少し、20億25百万ドルとなりました。

・損 益 状 況

貸出金利息は、残高は増加したものの利回り低下が進んだことから前期比14億円の減少。また、役務取引等収益につきましても、投資信託販売が低調に推移したこと等から前期比5億円の減少となりました。

一方、国債等の売却益が前期比11億円増加したことから、経常収益は前期比2億円減少の568億円となりました。

経常費用は、貸倒引当金繰入額の増加を主因に前期比12億円増加しました。その結果、経常利益は前期比14億円減少の109億円となりました。

また、当期純利益は、前期比1億円増加の70億円となりました。

## 【企業集団の対処すべき課題】

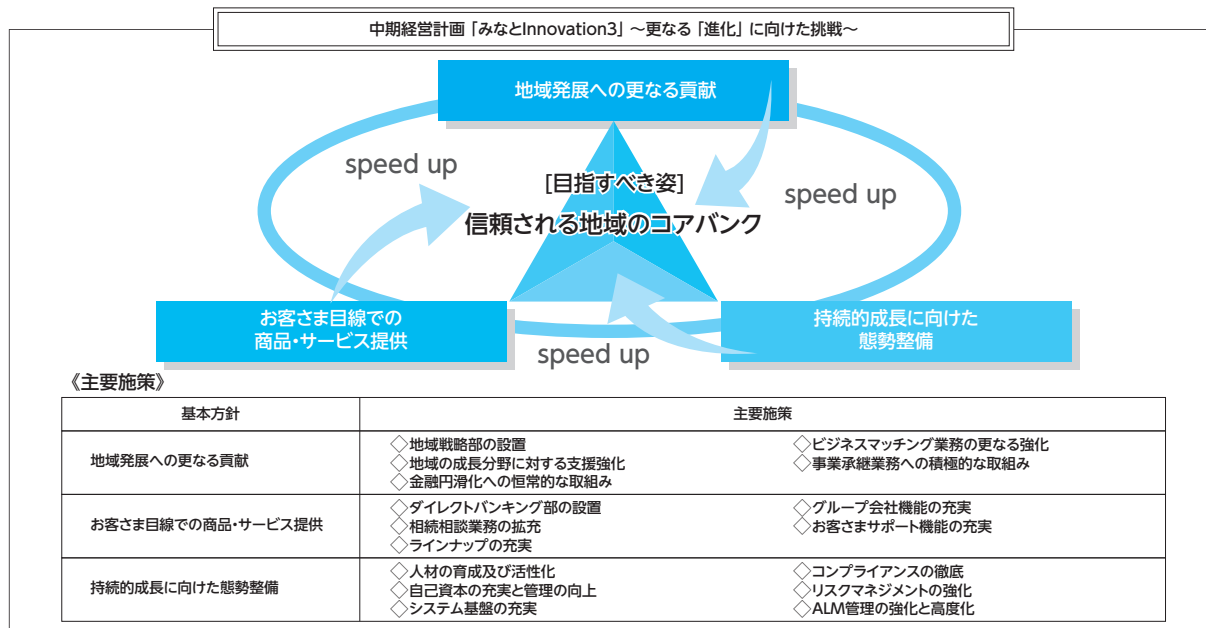
わが国経済は、政府の経済・金融政策を背景に企業収益や雇用環境の改善が見られるなど緩やかな回復基調にある一方で、中国経済等の減速や米国利上げに伴う海外景気の下振れリスクに加え、日本銀行のマイナス金利政策の導入に伴う金融市場への影響等、先行き不透明な状況が続いております。

また、少子高齢化の進行や人口の減少、IT（情報技術）の発展に伴い社会構造は急速に変化しており、金融機関を取り巻く経営環境は大きく変化しております。

このような情勢のなか、当行グループは、平成26年4月より「地域発展への更なる貢献」「お客さま目線での商品・サービス提供」「持続的成長に向けた態勢整備」の3つを基本方針とする新しい中期経営計画『みなとInnovation3 ～更なる「進化」に向けた挑戦～』（平成26年度～平成28年度）を推進しております。

「少子高齢化」、「ネット・モバイル社会」が進展する環境の下、地域金融機関として「地域の発展・成長に貢献」することで、更なる『進化』に繋げる3年間として位置付けております。

現中期経営計画の最終年となります今年度につきましては、これら基本方針に基づく主要施策の総仕上げに向け、安定的かつ円滑な資金供給は勿論のこと、お取引先企業の事業内容や成長可能性の適切な把握に努め、担保・保証に必要以上に依存しない融資やビジネスマッチング、事業承継、成長分野（農業・観光等）への支援といった最適なソリューションの提供、更には、資産運用相談業務やITを活用したサービスの充実にもスピード感をもって取り組むことで、「信頼される地域のコアバンク」の実現に向け、役職員一丸となって邁進してまいります。



今後ともお客様の幅広いニーズにお応えしていくため、金融サービスの一層の拡充に努めるとともに、三井住友銀行グループの地域金融機関として、金融・情報サービスの提供を通じて、地域に貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご厚情とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

### イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

|                     | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|
| 経常収益                | 651    | 679    | 650    | 643    |
| 経常利益                | 123    | 141    | 135    | 118    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 69     | 75     | 74     | 73     |
| 包括利益                | 123    | 67     | 179    | 6      |
| 純資産額                | 1,281  | 1,222  | 1,371  | 1,360  |
| 総資産                 | 31,698 | 33,409 | 34,172 | 34,846 |

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

|               | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 預 金           | 28,707        | 30,462        | 30,742        | 31,030        |
| 定期性預金         | 11,736        | 12,048        | 11,764        | 11,405        |
| その他           | 16,970        | 18,413        | 18,978        | 19,625        |
| 社 債           | 280           | 280           | 280           | 183           |
| 貸 出 金         | 22,605        | 23,515        | 24,226        | 25,099        |
| 個人向け          | 6,586         | 6,675         | 6,712         | 6,758         |
| 中小企業向け        | 11,469        | 11,836        | 12,343        | 12,919        |
| その他           | 4,549         | 5,002         | 5,170         | 5,421         |
| 商 品 有 価 証 券   | 7             | 5             | 5             | 5             |
| 有 価 証 券       | 8,041         | 6,086         | 5,365         | 5,099         |
| 国 債           | 4,180         | 2,074         | 1,845         | 1,715         |
| その他           | 3,861         | 4,011         | 3,520         | 3,384         |
| 総 資 産         | 31,638        | 33,353        | 34,120        | 34,785        |
| 内 国 為 替 取 扱 高 | 100,379       | 104,397       | 113,984       | 108,872       |
| 外 国 為 替 取 扱 高 | 百万ドル<br>2,149 | 百万ドル<br>2,193 | 百万ドル<br>2,133 | 百万ドル<br>2,025 |
| 経 常 利 益       | 百万円<br>10,538 | 百万円<br>12,477 | 百万円<br>12,382 | 百万円<br>10,952 |
| 当 期 純 利 益     | 百万円<br>6,365  | 百万円<br>6,834  | 百万円<br>6,958  | 百万円<br>7,019  |
| 1株当たり当期純利益    | 15円72銭        | 16円83銭        | 17円09銭        | 17円22銭        |

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

なお、期中の平均発行済株式数は自己株式を除いて計算しております。



### (3) 企業集団の使用人の状況

#### イ. 企業集団における使用人数

|         | 当 年 度 末 |       | 前 年 度 末 |       |
|---------|---------|-------|---------|-------|
|         | 銀 行 業   | そ の 他 | 銀 行 業   | そ の 他 |
| 使 用 人 数 | 2,170人  | 251人  | 2,136人  | 259人  |

注 使用人数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。  
なお、取締役を兼務しない執行役員は使用人数に含んでおりません。

#### ロ. 当行の使用人数

|             | 当 年 度 末 | 前 年 度 末 |
|-------------|---------|---------|
| 使 用 人 数     | 2,170人  | 2,136人  |
| 平 均 年 齢     | 42年10月  | 42年9月   |
| 平 均 勤 続 年 数 | 16年5月   | 16年5月   |
| 平 均 年 間 給 与 | 5,767千円 | 5,756千円 |

- 注1. 使用人数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。  
なお、取締役を兼務しない執行役員は使用人数に含んでおりません。  
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与の算出には、他社から当行への出向者を含んでおりません。  
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ. 企業集団の主要な営業所

##### ① 銀行業

株式会社みなと銀行

兵庫県：本店営業部、尼崎支店、西宮支店、三宮支店、兵庫支店、大橋支店、明石支店、加古川支店、姫路支店

大阪府：大阪支店、梅田支店

東京都：東京支店

海 外：上海駐在員事務所

- ② その他
- みなとビジネスサービス株式会社 (本社：神戸市)
  - みなとアセットリサーチ株式会社 (本社：神戸市)
  - みなと保証株式会社 (本社：神戸市)
  - みなとリース株式会社 (本社：神戸市)
  - 株式会社みなとカード (本社：神戸市)
  - みなとシステム株式会社 (本社：神戸市)
  - みなとキャピタル株式会社 (本社：神戸市)
  - みなとコンサルティング株式会社 (本社：神戸市)

□. 当行の営業所の状況

① 営業所数の推移

|       | 当 年 度 末 |       | 前 年 度 末 |       |
|-------|---------|-------|---------|-------|
|       | 店       | うち出張所 | 店       | うち出張所 |
| 兵 庫 県 | 102     | ( 2 ) | 102     | ( 2 ) |
| 大 阪 府 | 4       | ( 1 ) | 4       | ( 1 ) |
| 東 京 都 | 1       | ( ー ) | 1       | ( ー ) |
| 合 計   | 107     | ( 3 ) | 107     | ( 3 ) |

- 注1. 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備を76か所（前年度末78か所）設置しております。  
 2. 上記のほか、駐在員事務所を1か所設置しております。  
 3. 上記のほか、移動店舗を1台配備し営業を行っております。

② 当年度新設営業所  
該当ありません。

- 注1. 当年度において、廃止した営業所はありません。  
 2. 当年度において、新設した店舗外現金自動設備はございません。  
 3. 当年度において、店舗外現金自動設備のうち、神戸駅前支店有馬道出張所、梅田支店医誠会病院出張所を廃止いたしました。

## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

| 事業セグメント | 金額    |
|---------|-------|
| 銀行業     | 3,141 |
| その他     | 277   |
| 合計      | 3,419 |

### ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 事業セグメント | 内容             | 金額    |
|---------|----------------|-------|
| 銀行業     | 神戸駅前支店新築移転     | 410   |
|         | バックアップシステム構築   | 336   |
|         | ANSER外接系システム更改 | 200   |
|         | 三木支店駐車場拡張      | 153   |
|         | タブレット端末導入      | 101   |
| 合計      |                | 1,200 |

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

| 会社名                 | 所在地               | 主要業務内容                 | 設立年月日      | 資本金          | 親会社が有する当行の議決権比率   |
|---------------------|-------------------|------------------------|------------|--------------|-------------------|
| 株式会社三井住友フィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 | 傘下子会社の経営管理並びにそれに付帯する業務 | 平成14年12月2日 | 2,337,895百万円 | —<br>(46.44%)     |
| 株式会社三井住友銀行          | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 | 銀行業務                   | 平成8年6月6日   | 1,770,996百万円 | 45.09%<br>(1.35%) |

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

注2. 議決権比率欄の( )内は親会社による間接議決権比率であります。

注3. 親会社が有する当行の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

□. 子会社等の状況

連結される子会社及び子法人等は8社6組合であり、その概況は次のとおりであります。

| 会社名              | 所在地              | 主要業務内容             | 設立年月日      | 資本金      | 当行が有する子会社等の議決権比率   |
|------------------|------------------|--------------------|------------|----------|--------------------|
| みなとビジネスサービス株式会社  | 神戸市西区竹の台6丁目2番地   | 事務処理代行業務他          | 昭和57年9月24日 | 20百万円    | 100.00%            |
| みなとアセットリサーチ株式会社  | 神戸市須磨区戎町2丁目2番6号  | 不動産・動産の調査業務        | 平成元年7月17日  | 30百万円    | 100.00%            |
| みなと保証株式会社        | 神戸市中央区西町35番地     | 信用保証業務             | 昭和58年5月26日 | 1,780百万円 | 100.00%            |
| みなとリース株式会社       | 神戸市東灘区森南町1丁目5番1号 | リース業務、ファクタリング業務他   | 昭和59年6月21日 | 30百万円    | 5.00%<br>(56.00%)  |
| 株式会社みなとカード       | 神戸市中央区西町35番地     | クレジットカード業務他        | 平成2年7月11日  | 350百万円   | 5.00%<br>(91.89%)  |
| みなとシステム株式会社      | 神戸市西区竹の台6丁目2番地   | コンピュータ関連業務他        | 平成11年3月24日 | 50百万円    | 5.00%<br>(95.00%)  |
| みなとキャピタル株式会社     | 神戸市中央区多聞通2丁目1番2号 | 投資業務、経営相談業務他       | 平成12年6月23日 | 250百万円   | 70.00%<br>(30.00%) |
| みなとコンサルティング株式会社  | 神戸市中央区多聞通2丁目1番2号 | セミナー・研修会運営、経営相談業務他 | 平成24年6月28日 | 50百万円    | 100.00%            |
| その他投資事業有限責任組合6組合 |                  |                    |            |          |                    |

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 議決権比率欄の( )内は子会社及び子法人等による間接議決権比率であります。

3. 子会社及び子法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

4. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(重要な業務提携の概況)

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称SCS)を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫266金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合134組合(全信組連を含む)、系統農協・信漁連733(農林中金、信連を含む)、労働金庫14金庫(労金連を含む)との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称MICS)を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス(略称SDS)を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFI S接続方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し、現金自動預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社三井住友銀行との提携により、現金自動設備の相互開放(当行と株式会社三井住友銀行の現金自動設備の相互利用による現金自動引出しを手数料無料扱いで取扱(時間外手数料を除く))及び現金自動設備等による振込手数料の相互本支店扱い(両行相互の振込における振込手数料を本支店扱いの手数料で取扱)を行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスならびに株式会社イーネットとの提携により、CAFI S接続方式で同社の運営する現金自動設備の利用による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ございません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の様況

(年度末現在)

| 氏 名           | 地 位               | 担 当                                           | 重要な兼職の様況                            |
|---------------|-------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------|
| ☆<br>※尾 野 俊 二 | 取締役頭取<br>(代表取締役)  | 監査部担当                                         |                                     |
| ☆<br>※服 部 博 明 | 取締役副頭取<br>(代表取締役) | CS部・営業企画部(正)・支店サポート部(正)・地域戦略部・事業サポート部・国際業務部担当 |                                     |
| ☆木 村 真 也      | 専務取締役<br>(代表取締役)  | 市場金融部・証券国際事務部・事務統括部・事務推進部担当                   |                                     |
| ☆<br>※安 国 尚 史 | 常務取締役             | 審査企画部・審査部・企業コンサルティング部・審査管理部・ローン審査室担当          |                                     |
| ☆近 藤 智 彦      | 常務取締役             | コンプライアンス統括部・リスク統括部・人事部担当                      |                                     |
| ※大 橋 忠 晴      | 取締役<br>(社外役員)     |                                               | 川崎重工業株式会社 相談役<br>神戸商工会議所 会頭         |
| ※高 橋 巨        | 取締役<br>(社外役員)     |                                               | 大阪経済大学経済学部教授<br>神戸大学経済経営研究所リサーチフェロー |
| 西 村 隆 嗣       | 常勤監査役             |                                               |                                     |
| ※森 本 剛        | 常勤監査役             |                                               |                                     |
| 渡 邊 勝 幸       | 監査役<br>(社外役員)     |                                               |                                     |
| 大 麻 博 範       | 監査役<br>(社外役員)     |                                               |                                     |
| 余 部 信 也       | 監査役<br>(社外役員)     |                                               | ニッセイ・カードサービス株式会社 代表取締役社長            |
| (当年度中に退任した役員) |                   |                                               |                                     |
| 後 藤 盛 次       | 取締役               | 平成27年4月30日辞任                                  |                                     |
| 貞 苅 茂         | 取締役               | 平成27年4月30日辞任                                  |                                     |
| 菊 池 正八州       | 常勤監査役             | 平成27年6月26日退任                                  |                                     |

注1. 上表※印の取締役及び監査役は、平成27年6月26日開催の第16期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。

2. 当年度中に退任した役員の地位は退任時のものであります。

3. 上表☆印の取締役は、執行役員を兼務しております。

4. 平成28年4月1日付で尾野俊二は代表取締役頭取から代表取締役会長に、服部博明は代表取締役副頭取から代表取締役頭取に変更となっております。

5. 取締役 大橋忠晴、高橋巨は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、また東京証券取引所の

定めに基づく独立役員であります。

6. 監査役 渡邊勝幸、大麻博範及び余部信也は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、また東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(参考) 当行は、平成12年6月29日より執行役員制度を導入しております。各執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の地位、氏名及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

| 氏 名             | 地 位     | 担 当                                      |
|-----------------|---------|------------------------------------------|
| 中 島 亨           | 常務執行役員  | 営業企画部(副)・支店サポート部(副)・ローン推進部・ダイレクトバンキング部担当 |
| 織 田 研二郎         | 常務執行役員  | 企画部長、財務部・総務部担当                           |
| 河 井 友 之         | 執 行 役 員 | 東京支店長兼企画部東京事務所長                          |
| 山 下 勝 司         | 執 行 役 員 | 市場金融部長                                   |
| 丸 山 克 明         | 執 行 役 員 | 財務部長                                     |
| 小笠原 貴 生         | 執 行 役 員 | リスク統括部長                                  |
| 藤 井 生 也         | 執 行 役 員 | 審査部長                                     |
| 加 藤 浩 一         | 執 行 役 員 | 企業コンサルティング部長                             |
| 山 崎 浩 司         | 執 行 役 員 | 明石統括部長                                   |
| 井 場 芳 樹         | 執 行 役 員 | 監査部長                                     |
| 阪 本 一 朗         | 執 行 役 員 | 人事部長                                     |
| 岡 部 真 治         | 執 行 役 員 | 梅田統括部長                                   |
| 西 岡 政 直         | 執 行 役 員 | 支店サポート部長                                 |
| 藤 本 剛           | 執 行 役 員 | 営業企画部長                                   |
| (当年度中に退任した執行役員) |         |                                          |
| 岸 本 敏 彦         | 常務執行役員  | 平成28年3月31日辞任                             |
| 阿 曾 薫           | 常務執行役員  | 平成28年3月31日辞任                             |
| 田 中 照 士         | 執 行 役 員 | 平成28年3月31日辞任                             |

| 氏 名                 | 地 位     | 担 当                     |
|---------------------|---------|-------------------------|
| (平成28年4月以降就任した執行役員) |         |                         |
| 八 杉 勝 英             | 執 行 役 員 | 支店サポート部長<br>平成28年4月1日就任 |
| 西 川 正 彦             | 執 行 役 員 | 審査管理部長<br>平成28年4月1日就任   |
| 中 島 浩 二             | 執 行 役 員 | 総務部長<br>平成28年4月1日就任     |

- 注1. 平成28年3月25日開催の取締役会の決議により、同4月1日付で河井友之は執行役員東京支店長兼企画部東京事務所長から常務執行役員国際業務部長に変更となり、藤井生也は執行役員審査部長から執行役員本店営業部長に、加藤浩一は執行役員企業コンサルティング部長から執行役員東京支店長兼企画部東京事務所長に、山崎浩司は執行役員明石統括部長から執行役員大阪支店長に、阪本一朗は執行役員人事部長から執行役員姫路統括部長に、岡部真治は執行役員梅田統括部長から執行役員審査部長に、西岡政直は執行役員支店サポート部長から執行役員明石統括部長に就任しました。
2. 平成28年4月1日付で組織改正を行い、営業企画部内のチャンネル戦略室を独立させチャンネル戦略部を新設し、企業コンサルティング部は現行機能を審査各部へ再配置のうえ廃止しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| 区 分   | 支 給 人 数 | 報 酬 等    |
|-------|---------|----------|
| 取 締 役 | 9名      | 179 (23) |
| 監 査 役 | 6名      | 52       |
| 計     | 15名     | 232 (23) |

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬限度額は平成12年6月29日開催の定時株主総会において、報酬月額22百万円以内と定めております。
3. 監査役の報酬限度額は平成10年12月22日開催の臨時株主総会において、報酬月額6百万円以内と定めております。
4. 上記の報酬限度額とは別に、平成24年6月28日開催の定時株主総会により定められた株式報酬型ストック・オプションとしての報酬限度額は、年額45百万円であります。
5. 報酬等の欄には、当事業年度分の株式報酬型ストック・オプション報酬額を括弧内に内書きしております。
6. 当事業年度末現在の人員は取締役7名、監査役5名であります。



### (3) 責任限定契約

| 氏 名     | 責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要                                                                             |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大 橋 忠 晴 | 当行と会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は報酬の2年分で、法令が規定する最低責任限度額であります。 |
| 高 橋 亘   |                                                                                                     |
| 渡 邊 勝 幸 |                                                                                                     |
| 大 麻 博 範 |                                                                                                     |
| 余 部 信 也 |                                                                                                     |

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏 名     | 兼 職 そ の 他 の 状 況                  |
|---------|----------------------------------|
| 大 橋 忠 晴 | 川崎重工業株式会社 相談役、神戸商工会議所 会頭         |
| 高 橋 亘   | 大阪経済大学経済学部教授、神戸大学経済経営研究所リサーチフェロー |
| 渡 邊 勝 幸 |                                  |
| 大 麻 博 範 |                                  |
| 余 部 信 也 | ニッセイ・カードサービス株式会社 代表取締役社長         |

注 社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当行との間には、開示すべき関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名    | 在任期間              | 取締役会等への出席状況                                                                    | 取締役会等における発言<br>その他の活動状況                                                                                  |
|-------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大橋 忠晴 | 平成25年6月<br>～現在に至る | 当事業年度開催の取締役会<br>11回中、10回出席してお<br>ります。                                          | 取締役会において、企業経営に長年携わ<br>った経験と見識に基づき、ガバナンスに関<br>することから経営全般に至るまで幅広い事項<br>について、必要に応じて有用な発言を行っ<br>ております。       |
| 高橋 亘  | 平成27年6月<br>～現在に至る | 社外取締役就任後に開催さ<br>れた取締役会9回中、9回<br>出席しております。                                      | 取締役会において、学識経験者として金融<br>に関する豊富な経験と見識に基づき、ガバ<br>ナンスに関することから経営全般に至るま<br>で幅広い事項について、必要に応じて有用<br>な発言を行っております。 |
| 渡邊 勝幸 | 平成22年6月<br>～現在に至る | 当事業年度開催の取締役会<br>11回中、10回出席してお<br>ります。<br>当事業年度開催の監査役会<br>13回中、12回出席してお<br>ります。 | 取締役会及び監査役会において、行政に携<br>わった経験と見識に基づき、法令等遵守態<br>勢や内部管理態勢の強化等に関し、必要に<br>応じて有用な発言を行っております。                   |
| 大麻 博範 | 平成24年6月<br>～現在に至る | 当事業年度開催の取締役会<br>11回中、11回出席してお<br>ります。<br>当事業年度開催の監査役会<br>13回中、13回出席してお<br>ります。 | 取締役会及び監査役会において、行政に携<br>わった経験と見識に基づき、法令等遵守態<br>勢や内部管理態勢の強化等に関し、必要に<br>応じて有用な発言を行っております。                   |
| 余部 信也 | 平成25年6月<br>～現在に至る | 当事業年度開催の取締役会<br>11回中、11回出席してお<br>ります。<br>当事業年度開催の監査役会<br>13回中、13回出席してお<br>ります。 | 取締役会及び監査役会において、他社の代<br>表取締役としての経験と見識に基づき、法<br>令等遵守態勢や内部管理態勢の強化等に関<br>し、必要に応じて有用な発言を行っており<br>ます。          |

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

|        | 支給人数 | 銀行から受けている報酬等 |
|--------|------|--------------|
| 報酬等の合計 | 5名   | 25 (1)       |

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 銀行の親会社等からの報酬はございません。

3. 上記の報酬限度額とは別に、平成24年6月28日開催の定時株主総会により定められた株式報酬型ス  
トック・オプションとしての報酬限度額は、年額2百万円であります。

4. 報酬等の欄には、当事業年度分の株式報酬型ストック・オプション報酬額を括弧内に内書きしております。
5. 当事業年度末現在の人員は取締役2名、監査役3名であります。

#### 4. 当行の株式に関する事項

##### (1) 株式数

|          |      |           |
|----------|------|-----------|
| 発行可能株式総数 | 普通株式 | 900,000千株 |
|          | 優先株式 | 100,000千株 |
| 発行済株式の総数 | 普通株式 | 410,951千株 |

##### (2) 当年度末株主数

8,303名

##### (3) 大株主

| 株主の氏名又は名称                  | 当行への出資状況  |        |
|----------------------------|-----------|--------|
|                            | 持株数等      | 持株比率   |
| 株式会社三井住友銀行                 | 184,834千株 | 45.04% |
| みなと銀行共栄会                   | 32,226千株  | 7.85%  |
| 日本生命保険相互会社                 | 11,301千株  | 2.75%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)  | 9,883千株   | 2.40%  |
| みなと銀行従業員持株会                | 9,037千株   | 2.20%  |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社         | 5,661千株   | 1.37%  |
| 三井住友海上火災保険株式会社             | 5,220千株   | 1.27%  |
| 住友生命保険相互会社                 | 5,203千株   | 1.26%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 3,973千株   | 0.96%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)    | 3,805千株   | 0.92%  |

注1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 株式会社三井住友銀行の当行への出資状況には、同行が退職給付信託の信託財産として拠出し、議決権行使の指図権を留保している当行株式165,500千株(持株比率40.33%)を含んでおります。  
 なお、株主名簿上の名義は「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)」であります。

3. 持株比率は自己株式(2,993千株)のうち、従業員持株会信託口所有自己株式(2,354千株)を除く、当行所有自己株式(639千株)を控除して計算しております。

## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

|                  | 新株予約権等の内容の概要                                                                                                                                  | 新株予約権等を有する者の人数 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 取締役<br>(社外役員を除く) | ① 名称：株式会社みなと銀行 第1回新株予約権<br>② 新株予約権の数：131個<br>③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 131,000株<br>④ 新株予約権の行使期間：平成24年7月21日から<br>平成54年7月20日まで<br>⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円 | 4人             |
|                  | ① 名称：株式会社みなと銀行 第2回新株予約権<br>② 新株予約権の数：110個<br>③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 110,000株<br>④ 新株予約権の行使期間：平成25年7月20日から<br>平成55年7月19日まで<br>⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円 | 4人             |
|                  | ① 名称：株式会社みなと銀行 第3回新株予約権<br>② 新株予約権の数：91個<br>③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 91,000株<br>④ 新株予約権の行使期間：平成26年7月19日から<br>平成56年7月18日まで<br>⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円   | 4人             |
|                  | ① 名称：株式会社みなと銀行 第4回新株予約権<br>② 新株予約権の数：76個<br>③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 76,000株<br>④ 新株予約権の行使期間：平成27年7月18日から<br>平成57年7月17日まで<br>⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円   | 5人             |

|           | 新株予約権等の内容の概要                                                                                                                                | 新株予約権等を有する者の人数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 社 外 取 締 役 | ① 名称：株式会社みなと銀行 第2回新株予約権<br>② 新株予約権の数：4個<br>③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 4,000株<br>④ 新株予約権の行使期間：平成25年7月20日から<br>平成55年7月19日まで<br>⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円   | 1人             |
|           | ① 名称：株式会社みなと銀行 第3回新株予約権<br>② 新株予約権の数：3個<br>③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 3,000株<br>④ 新株予約権の行使期間：平成26年7月19日から<br>平成56年7月18日まで<br>⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円   | 1人             |
|           | ① 名称：株式会社みなと銀行 第4回新株予約権<br>② 新株予約権の数：4個<br>③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 4,000株<br>④ 新株予約権の行使期間：平成27年7月18日から<br>平成57年7月17日まで<br>⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円   | 2人             |
| 監 査 役     | ① 名称：株式会社みなと銀行 第1回新株予約権<br>② 新株予約権の数：25個<br>③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 25,000株<br>④ 新株予約権の行使期間：平成24年7月21日から<br>平成54年7月20日まで<br>⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円 | 2人             |
|           | ① 名称：株式会社みなと銀行 第2回新株予約権<br>② 新株予約権の数：18個<br>③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 18,000株<br>④ 新株予約権の行使期間：平成25年7月20日から<br>平成55年7月19日まで<br>⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円 | 1人             |
|           | ① 名称：株式会社みなと銀行 第3回新株予約権<br>② 新株予約権の数：12個<br>③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 12,000株<br>④ 新株予約権の行使期間：平成26年7月19日から<br>平成56年7月18日まで<br>⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円 | 1人             |

## (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

|                         | 新株予約権等の内容の概要                                                                                                                                  | 新株予約権等を交付した者の人数 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 執 行 役 員                 | ① 名称：株式会社みなと銀行 第4回新株予約権<br>② 新株予約権の数：120個<br>③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 120,000株<br>④ 新株予約権の行使期間：平成27年7月18日から<br>平成57年7月17日まで<br>⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円 | 17人             |
| 使 用 人                   | —                                                                                                                                             | —               |
| 子会社及び子法人等の<br>会社役員及び使用人 | —                                                                                                                                             | —               |

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

| 名 称             | 指定有限<br>責任社員              | 当該事業年度<br>に係る報酬等 | その他                                                                                                                              |
|-----------------|---------------------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有限責任<br>あずさ監査法人 | 北 本 敏<br>神 田 正<br>青 木 靖 英 | 62百万円            | (会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由)<br>監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、<br>監査報酬の見積根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の<br>報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行ってお<br>ります。 |

注 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は70百万円であります。

### (2) 会計監査人に関するその他の事項

- ・会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、監査役会が、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合、会計監査人の解任に関する決議を行います。また、監査役会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第344条に基づき、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

## 7. 業務の適正を確保する体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当行が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」は次のとおりであります。

イ 当行及び子会社（以下「当行グループ」という。）の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ① 当行グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会でコンプライアンス・マニュアル等を制定し、役職員がこれを遵守する。
- ② 当行グループにおけるコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。
- ③ 当行グループの会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制評価規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。
- ④ 当行グループ及び当行グループの役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運用する。
- ⑤ 当行グループの反社会的勢力との取引を排除するための基本方針として、「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」、「不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行う」、「反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行う」等を定め、適切に管理する体制を整備する。
- ⑥ 利益相反管理に関する基本方針として利益相反管理規程を制定し、お客さまの利益を不当に害することがないように、当行グループ内における利益相反を適切に管理する体制を整備する。
- ⑦ マネー・ロンダリング及びテロ資金の供与を防止するため、当行グループの基本方針としてマネー・ロンダリング等防止管理規程を定め、同規程に基づいた運営及び管理を行う。
- ⑧ 上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会、経営会議等に対して報告する。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、情報・文書管理規程等に則り、適切な保存及び管理を行う。

ハ 当行グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- ① 当行グループの損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項をリスク管理基本規程として定め、リスク管理主担当部署は同規程に則り、各種リスク管理の基本方針を策定する。
- ② 担当役員、各リスク管理の主担当部署及び企画部は、上記①において承認されたリスク管理の基本方針に基づいてリスク管理を行う。

- ニ 当行グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- ① 当行グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。
  - ② 当行グループの各取締役が適切に職務の執行を分担すると共に、組織・職務権限等に関する規程を定め、これらの規程に則った適切な権限委譲を行う。
- ホ 企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- ① 当行グループの業務の適正を確保するため、経営上の基本方針ならびに基本的計画を策定する。
  - ② 当行グループにおける一元的なコンプライアンス体制を維持するため、コンプライアンス取組に関する関係会社規則を定め、同規則に則った適切な管理を行う。
  - ③ 当行グループ内における取引等の公正性及び適切性を確保するため、グループ会社間の取引等に係る方針をグループ内取引管理規則として定め、同規則に基づいた運営及び管理を行う。
  - ④ 子会社における取締役の職務執行状況を把握するため、子会社管理の基本的事項をグループ会社規程等として定め、これらの規程に則ったグループ会社の管理及び運営を行う。
  - ⑤ 必要に応じて、株式会社三井住友フィナンシャルグループならびに株式会社三井住友銀行と連携して体制整備を行う。
- ハ 監査役の職務を補助すべき使用人の体制、取締役からの独立性、監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に係る事項について
- ① 監査役の職務の遂行を補助するために、監査役室を置く。
  - ② 監査役室の使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。
  - ③ 監査役室の使用人は、専ら監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助するものとする。
- ト 当行グループの役職員が監査役に報告をするための体制、及び、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項について
- ① 当行グループの役職員は、当行もしくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に対し報告する。  
また、当行グループの役職員は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。
  - ② 当行グループの役職員は、法令等の違反行為等を発見したときには、所属する会社の監査役、所属する会社にて設置する内部通報窓口のほか、株式会社三井住友フィナンシャルグループが設置する内部通報窓口へ報告することができる。コンプライアンス担当部署は、監査役に対し、内部通報の受付・処理状況（株式会社三井住友フィナンシャルグループが設置する内部通報窓口へ報告されたものを含む）を定期的に報告する



とともに、経営に与える影響を考慮の上、必要と認められるとき、または、監査役から報告を求められたときは速やかに報告する。

- ③ 当行グループの役職員が所属する会社の監査役及び内部通報窓口へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けることがないことを確保するため、各々の会社のコンプライアンス・ホットライン運用規則に不利益取扱いの禁止を定める。

チ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項について

- ① 内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。
- ② 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。

リ 監査役の職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項について

- ① 当行は毎期、監査役の要請に基づき、監査役が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査役が追加の予算措置を求めた場合は、追加の予算措置を講じる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の方針に基づき当事業年度に実施した内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

### 【コンプライアンス】

当行グループは、コンプライアンス・マニュアルに基づき、役職員への研修等を継続的に行っているほか、年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定し、その進捗・達成状況について、半期ごとに取締役会に報告するなど、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に実施しております。

また、法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、当行グループ各社において内部通報窓口を設置するとともに、定期的に受付及び対応状況を当行監査役へ報告しております。

### 【財務報告】

当行グループの会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保することを目的に、財務報告に係る内部統制評価規程に基づき、その有効性を毎年、取締役会で評価しております。

### 【リスク管理】

当行グループは、リスク管理基本規程に基づき、各種委員会等において、各リスク状況の把握・検証、対応方針・対応策の審議・検討を行っているほか、半期ごとに取締役会へ報告しております。

**【子会社管理】**

当行は、グループ会社規程に基づき、企画部関連事業室が中心となり、グループ会社の運営及び管理を行っており、半期ごとに、グループ会社の取締役の職務の執行状況について報告を受けております。

なお、グループ会社の業務上の重要事項及びその他必要事項については、適宜、当行に対し協議・報告がなされております。

**【内部監査】**

当行の監査部が策定した内部監査基本計画に基づき、当行グループの内部監査を実施しております。

当事業年度につきましては、本部・営業店・グループ会社合計で、301本の監査を実施しました。

**【取締役の職務執行】**

当行グループは中期経営計画（平成26年度～平成28年度）に基づき、年度の業務計画を策定しております。また、業務計画達成に向け、組織・分掌規程等に基づき、職務執行を分担するなど、取締役の職務執行が効率的に行える態勢整備を行っております。

**【監査役の職務執行】**

監査役は、取締役会・経営会議などの重要会議への出席のほか、監査部や会計監査人との連携、代表取締役等との意見交換を通じて、職務の遂行を行っております。

また、当行グループの内部通報制度が有効に機能しているかを監視し、受付及び対応状況等について、コンプライアンス統括部より定期的に報告を受けております。

# 第17期末 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額              | 科 目                 | 金 額              |
|---------------|------------------|---------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b> |                  | <b>(負債の部)</b>       |                  |
| <b>現金預け金</b>  | <b>392,656</b>   | <b>預金</b>           | <b>3,103,003</b> |
| 現金            | 24,911           | 当座預金                | 157,994          |
| 預け金           | 367,745          | 普通預金                | 1,731,768        |
| <b>コールローン</b> | <b>1,380</b>     | 貯蓄預金                | 19,659           |
| <b>商品有価証券</b> | <b>527</b>       | 通知預金                | 9,164            |
| 商品国債          | 76               | 定期預金                | 1,140,457        |
| 商品地方債         | 451              | 定期積金                | 43               |
| <b>有価証券</b>   | <b>509,937</b>   | その他の預金              | 43,916           |
| 国債            | 171,507          | <b>譲渡性預金</b>        | <b>9,571</b>     |
| 地方債           | 42,359           | <b>債券貸借取引受入担保金</b>  | <b>87,824</b>    |
| 社債            | 124,343          | <b>借入金</b>          | <b>106,261</b>   |
| 株式            | 29,048           | 借入金                 | 106,261          |
| その他の証券        | 142,679          | <b>外国為替</b>         | <b>40</b>        |
| <b>貸出金</b>    | <b>2,509,970</b> | 外国他店借               | 1                |
| 割引手形          | 21,112           | 売渡外国為替              | 11               |
| 手形貸付          | 50,829           | 未払外国為替              | 27               |
| 証書貸付          | 2,231,522        | <b>社債</b>           | <b>18,300</b>    |
| 当座貸越          | 206,506          | <b>その他負債</b>        | <b>9,167</b>     |
| <b>外国為替</b>   | <b>11,504</b>    | 未決済為替借              | 328              |
| 外国他店預け        | 7,843            | 未払法人税等              | 823              |
| 買入外国為替        | 1,250            | 未払費用                | 1,664            |
| 取立外国為替        | 2,410            | 前受収益                | 1,155            |
| <b>その他資産</b>  | <b>16,010</b>    | 給付補填備金              | 0                |
| 未決済為替貸        | 71               | 金融派生商品              | 3,110            |
| 前払費用          | 24               | リース債務               | 788              |
| 未収収益          | 2,286            | 資産除去債務              | 381              |
| 金融派生商品        | 4,647            | その他の負債              | 914              |
| その他の資産        | 8,979            | <b>賞与引当金</b>        | <b>982</b>       |
| <b>有形固定資産</b> | <b>32,666</b>    | <b>退職給付引当金</b>      | <b>2,204</b>     |
| 建物            | 15,882           | <b>睡眠預金払戻損失引当金</b>  | <b>656</b>       |
| 土地            | 14,807           | <b>支払承諾</b>         | <b>11,164</b>    |
| リース資産         | 749              | <b>負債の部合計</b>       | <b>3,349,176</b> |
| 建設仮勘定         | 24               |                     |                  |
| その他の有形固定資産    | 1,201            | <b>(純資産の部)</b>      |                  |
| <b>無形固定資産</b> | <b>5,002</b>     | <b>資本金</b>          | <b>27,484</b>    |
| ソフトウェア        | 4,059            | <b>資本剰余金</b>        | <b>49,647</b>    |
| その他の無形固定資産    | 942              | 資本準備金               | 27,431           |
| <b>前払年金費用</b> | <b>3,005</b>     | その他資本剰余金            | 22,216           |
| <b>繰延税金資産</b> | <b>3,598</b>     | <b>利益剰余金</b>        | <b>42,510</b>    |
| <b>支払承諾見返</b> | <b>11,164</b>    | 利益準備金               | 53               |
| <b>貸倒引当金</b>  | <b>△ 18,839</b>  | その他利益剰余金            | 42,457           |
|               |                  | 別途積立金               | 2,325            |
|               |                  | 繰越利益剰余金             | 40,132           |
|               |                  | <b>自己株式</b>         | <b>△ 428</b>     |
|               |                  | <b>株主資本合計</b>       | <b>119,214</b>   |
|               |                  | <b>その他有価証券評価差額金</b> | <b>9,993</b>     |
|               |                  | <b>評価・換算差額等合計</b>   | <b>9,993</b>     |
|               |                  | <b>新株予約権</b>        | <b>201</b>       |
|               |                  | <b>純資産の部合計</b>      | <b>129,408</b>   |
| <b>資産の部合計</b> | <b>3,478,585</b> | <b>負債及び純資産の部合計</b>  | <b>3,478,585</b> |

# 第17期 (平成27年 4月 1日から 平成28年 3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

| 科 目            | 金 額           | 金 額           |
|----------------|---------------|---------------|
| <b>経常収益</b>    |               | <b>56,841</b> |
| <b>資金運用収益</b>  | <b>37,399</b> |               |
| 貸出金利息          | 31,782        |               |
| 有価証券利息配当金      | 5,013         |               |
| コールローン利息       | 29            |               |
| 買現先利息          | 1             |               |
| 預け金利息          | 403           |               |
| その他の受入利息       | 169           |               |
| <b>役務取引等収益</b> | <b>11,935</b> |               |
| 受入為替手数料        | 2,889         |               |
| その他の役務収益       | 9,045         |               |
| <b>その他業務収益</b> | <b>3,319</b>  |               |
| 外国為替売買益        | 271           |               |
| 商品有価証券売買益      | 11            |               |
| 国債等債券売却益       | 2,305         |               |
| 金融派生商品収益       | 516           |               |
| その他の業務収益       | 214           |               |
| <b>その他経常収益</b> | <b>4,186</b>  |               |
| 償却債権取立益        | 3             |               |
| 株式等売却益         | 1,879         |               |
| その他の経常収益       | 2,303         |               |
| <b>経常費用</b>    |               | <b>45,888</b> |
| <b>資金調達費用</b>  | <b>2,614</b>  |               |
| 預金利息           | 1,572         |               |
| 譲渡性預金利息        | 13            |               |
| コールマネー利息       | 2             |               |
| 債券貸借取引支払利息     | 111           |               |
| 借用金利息          | 238           |               |
| 社債利息           | 629           |               |
| その他の支払利息       | 47            |               |
| <b>役務取引等費用</b> | <b>4,479</b>  |               |
| 支払為替手数料        | 622           |               |
| その他の役務費用       | 3,856         |               |
| <b>その他業務費用</b> | <b>324</b>    |               |
| 国債等債券売却損       | 324           |               |
| <b>営業経費</b>    | <b>33,650</b> |               |
| <b>その他経常費用</b> | <b>4,819</b>  |               |
| 貸倒引当金繰入額       | 3,751         |               |
| 貸出金償却          | 4             |               |
| 株式等売却損         | 18            |               |
| 株式等償却          | 11            |               |
| その他の経常費用       | 1,033         |               |
| <b>経常利益</b>    |               | <b>10,952</b> |

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額   |        |
|--------------|-------|--------|
| 特別損失         |       | 450    |
| 固定資産処分損      | 96    |        |
| 減損損失         | 353   |        |
| 税引前当期純利益     |       | 10,502 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,964 |        |
| 法人税等調整額      | 1,517 |        |
| 法人税等合計       |       | 3,482  |
| 当期純利益        |       | 7,019  |

# 第17期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |          |         |
|-------------------------|---------|-----------|----------|---------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          |         |
|                         |         | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高                   | 27,484  | 27,431    | 22,149   | 49,581  |
| 当期変動額                   |         |           |          |         |
| 剰余金の配当                  |         |           |          |         |
| 当期純利益                   |         |           |          |         |
| 自己株式の取得                 |         |           |          |         |
| 自己株式の処分                 |         |           | 66       | 66      |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |         |           |          |         |
| 当期変動額合計                 | —       | —         | 66       | 66      |
| 当期末残高                   | 27,484  | 27,431    | 22,216   | 49,647  |

(単位：百万円)

|                          | 株 主 資 本   |                 |                  |              |         |                |
|--------------------------|-----------|-----------------|------------------|--------------|---------|----------------|
|                          | 利 益 剰 余 金 |                 |                  |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                          | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 |                  | 利益剰余金<br>合 計 |         |                |
|                          |           | 別途積立金           | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |         |                |
| 当期首残高                    | 53        | 2,325           | 35,148           | 37,527       | △ 523   | 114,069        |
| 当期変動額                    |           |                 |                  |              |         |                |
| 剰余金の配当                   |           |                 | △ 2,036          | △ 2,036      |         | △ 2,036        |
| 当期純利益                    |           |                 | 7,019            | 7,019        |         | 7,019          |
| 自己株式の取得                  |           |                 |                  |              | △ 1     | △ 1            |
| 自己株式の処分                  |           |                 |                  |              | 96      | 162            |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額 (純額) |           |                 |                  |              |         |                |
| 当期変動額合計                  | —         | —               | 4,983            | 4,983        | 94      | 5,144          |
| 当期末残高                    | 53        | 2,325           | 40,132           | 42,510       | △ 428   | 119,214        |

(単位：百万円)

|                          | 評 価 ・ 換 算 差 額 等               |                        | 新株予約権 | 純資産合計   |
|--------------------------|-------------------------------|------------------------|-------|---------|
|                          | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |       |         |
| 当期首残高                    | 15,734                        | 15,734                 | 143   | 129,947 |
| 当期変動額                    |                               |                        |       |         |
| 剰余金の配当                   |                               |                        |       | △ 2,036 |
| 当期純利益                    |                               |                        |       | 7,019   |
| 自己株式の取得                  |                               |                        |       | △ 1     |
| 自己株式の処分                  |                               |                        |       | 162     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額 (純額) | △ 5,740                       | △ 5,740                | 57    | △ 5,683 |
| 当期変動額合計                  | △ 5,740                       | △ 5,740                | 57    | △ 538   |
| 当期末残高                    | 9,993                         | 9,993                  | 201   | 129,408 |

## 連結計算書類の作成方針

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結される子会社及び子法人等 8社6組合

主要な会社名

みなとビジネスサービス株式会社

みなとアセットリサーチ株式会社

みなと保証株式会社

みなとリース株式会社

株式会社みなとカード

みなとシステム株式会社

みなとキャピタル株式会社

みなとコンサルティング株式会社

ほか投資事業有限責任組合6組合

みなとビジネスリレーファンド2号投資事業有限責任組合及びひょうご観光活性化ファンド投資事業有限責任組合は、新規設立により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

また、ひょうご産業活性化ファンド投資事業有限責任組合、みなとベンチャー育成三号投資事業有限責任組合及びみなと元気ファンド二号投資事業有限責任組合は、清算により子会社に該当しないことになったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。なお、清算終了時までの損益計算書については連結しております。

#### ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

#### ② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

#### ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

#### ④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

### 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

#### ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 8社

12月末日 6組合

#### ② 連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。



# 連結貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|----------------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)         |           | (負債の部)        |           |
| 現金預け金          | 392,684   | 預金            | 3,093,368 |
| コールローン及び買入手形   | 1,380     | 譲渡性預金         | 5,571     |
| 買入金銭債権         | 1,922     | 債券貸借取引受入担保金   | 87,824    |
| 商品有価証券         | 527       | 借入金           | 106,261   |
| 有価証券           | 506,955   | 外国為替          | 40        |
| 貸出金            | 2,495,377 | 社債            | 18,300    |
| 外国為替           | 11,504    | その他負債         | 21,299    |
| リース債権及びリース投資資産 | 8,827     | 賞与引当金         | 1,083     |
| その他資産          | 29,526    | 退職給付に係る負債     | 2,628     |
| 有形固定資産         | 32,932    | 役員退職慰労引当金     | 65        |
| 建物             | 15,909    | 睡眠預金払戻損失引当金   | 656       |
| 土地             | 14,807    | 繰延税金負債        | 227       |
| リース資産          | 185       | 支払承諾          | 11,316    |
| 建設仮勘定          | 6         | 負債の部合計        | 3,348,642 |
| その他の有形固定資産     | 2,023     | (純資産の部)       |           |
| 無形固定資産         | 5,118     | 資本金           | 27,484    |
| ソフトウェア         | 4,168     | 資本剰余金         | 49,647    |
| その他の無形固定資産     | 949       | 利益剰余金         | 47,972    |
| 退職給付に係る資産      | 2,714     | 自己株式          | △ 428     |
| 繰延税金資産         | 3,998     | 株主資本合計        | 124,676   |
| 支払承諾見返         | 11,316    | その他有価証券評価差額金  | 10,475    |
| 貸倒引当金          | △ 20,123  | 退職給付に係る調整累計額  | △ 401     |
|                |           | その他の包括利益累計額合計 | 10,073    |
|                |           | 新株予約権         | 201       |
|                |           | 非支配株主持分       | 1,068     |
|                |           | 純資産の部合計       | 136,019   |
| 資産の部合計         | 3,484,662 | 負債及び純資産の部合計   | 3,484,662 |

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金             | 額             |
|------------------------|---------------|---------------|
| <b>経常収益</b>            |               | <b>64,352</b> |
| <b>資金運用収益</b>          | <b>37,534</b> |               |
| 貸出金利息                  | 31,824        |               |
| 有価証券利息配当金              | 4,725         |               |
| コールローン利息及び買入手形利息       | 29            |               |
| 買現先利息                  | 1             |               |
| 預け金利息                  | 403           |               |
| その他の受入利息               | 550           |               |
| <b>役務取引等収益</b>         | <b>13,834</b> |               |
| <b>その他業務収益</b>         | <b>8,812</b>  |               |
| <b>その他経常収益</b>         | <b>4,170</b>  |               |
| 償却債権取立益                | 5             |               |
| その他の経常収益               | 4,165         |               |
| <b>経常費用</b>            |               | <b>52,498</b> |
| <b>資金調達費用</b>          | <b>2,577</b>  |               |
| 預金利息                   | 1,570         |               |
| 譲渡性預金利息                | 12            |               |
| コールマネー利息及び売渡手形利息       | 2             |               |
| 債券貸借取引支払利息             | 111           |               |
| 借入金利息                  | 238           |               |
| 社債利息                   | 629           |               |
| その他の支払利息               | 12            |               |
| <b>役務取引等費用</b>         | <b>3,779</b>  |               |
| <b>その他業務費用</b>         | <b>5,447</b>  |               |
| <b>営業経費</b>            | <b>35,465</b> |               |
| <b>その他経常費用</b>         | <b>5,228</b>  |               |
| 貸倒引当金繰入額               | 4,148         |               |
| その他の経常費用               | 1,079         |               |
| <b>経常利益</b>            |               | <b>11,854</b> |
| <b>特別損失</b>            |               | <b>476</b>    |
| <b>固定資産処分損</b>         | <b>98</b>     |               |
| <b>減損損失</b>            | <b>378</b>    |               |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |               | <b>11,377</b> |
| <b>法人税、住民税及び事業税</b>    | <b>2,370</b>  |               |
| <b>法人税等調整額</b>         | <b>1,557</b>  |               |
| <b>法人税等合計</b>          |               | <b>3,927</b>  |
| <b>当期純利益</b>           |               | <b>7,450</b>  |
| <b>非支配株主に帰属する当期純利益</b> |               | <b>89</b>     |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |               | <b>7,360</b>  |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年 4月 1日から)  
(平成28年 3月31日まで)

(単位：百万円)

|                          | 株 主 資 本 |        |         |       |         |
|--------------------------|---------|--------|---------|-------|---------|
|                          | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金   | 自己株式  | 株主資本合計  |
| 当期首残高                    | 27,484  | 49,581 | 42,648  | △ 523 | 119,191 |
| 当期変動額                    |         |        |         |       |         |
| 剰余金の配当                   |         |        | △ 2,036 |       | △ 2,036 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益      |         |        | 7,360   |       | 7,360   |
| 自己株式の取得                  |         |        |         | △ 1   | △ 1     |
| 自己株式の処分                  |         | 66     |         | 96    | 162     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額 (純額) |         |        |         |       |         |
| 当期変動額合計                  | —       | 66     | 5,323   | 94    | 5,485   |
| 当期末残高                    | 27,484  | 49,647 | 47,972  | △ 428 | 124,676 |

(単位：百万円)

|                     | その他の包括利益累計額   |              |               | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計   |
|---------------------|---------------|--------------|---------------|-------|---------|---------|
|                     | その他の有価証券評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |       |         |         |
| 当期首残高               | 16,213        | 618          | 16,831        | 143   | 1,013   | 137,180 |
| 当期変動額               |               |              |               |       |         |         |
| 剰余金の配当              |               |              |               |       |         | △ 2,036 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |               |              |               |       |         | 7,360   |
| 自己株式の取得             |               |              |               |       |         | △ 1     |
| 自己株式の処分             |               |              |               |       |         | 162     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △ 5,737       | △ 1,020      | △ 6,758       | 57    | 54      | △ 6,645 |
| 当期変動額合計             | △ 5,737       | △ 1,020      | △ 6,758       | 57    | 54      | △ 1,160 |
| 当期末残高               | 10,475        | △ 401        | 10,073        | 201   | 1,068   | 136,019 |

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 みなと銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 北 本 敏 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神 田 正 史 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 青 木 靖 英 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みなと銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 みなと銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北 本 敏 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神 田 正 史 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 青 木 靖 英 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社みなと銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みなと銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、監査部、内部統制所管部室その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、本部及び主要な営業部店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、整備の状況を確認いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

株式会社 みなと銀行 監査役会

常勤監査役 西村 隆 嗣 ㊟

常勤監査役 森 本 剛 ㊟

監査役 渡邊 勝 幸 ㊟

監査役 大麻 博 範 ㊟

監査役 余 部 信 也 ㊟

(注) 監査役渡邊勝幸、監査役大麻博範及び監査役余部信也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、銀行の公共性に鑑み、経営基盤の拡充に努め、内部留保の充実を図りつつ、安定的な配当を実施することを基本としております。これに基づき、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及び総額  
当行普通株式1株につき金5円、総額2,051,564,090円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月30日

### 第2号議案 株式併合の件

#### 1. 株式併合の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当行は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の単元株式数を1000株から100株に変更することとし、併せて、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合を実施するものであります。

#### 2. 株式併合の内容

##### (1) 併合する株式の種類

普通株式

##### (2) 併合の割合

当行普通株式について、10株につき1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

##### (3) 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

##### (4) 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

1億株

株式併合の割合に合わせて、現行の10億株から1億株に減少させるものであります。

### 3. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、株主の皆さまが所有される当行株式数は、併合前の10分の1となりますが、併合の前後で当行の資産や資本に変更は生じませんので、1株あたりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主の皆さまが所有される当行株式の資産価値に変動はありません。

## 第3号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

現行定款第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）について、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるとともに、単元株式数を1000株から100株に変更するものであります。

また、現行定款第14条（優先配当金）及び第16条（残余財産の分配）について、優先株式は現時点で発行していませんが、この度の株式併合に伴い、現行定款の規定と実質同水準となるよう変更するものであります。

なお、本定款一部変更は、第2号議案「株式併合の件」が承認可決されること及び当該議案に係る普通株式の併合の効力が生ずることを条件として、平成28年10月1日にその効力が生ずるものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>10億株</u>とし、優先株式の発行可能株式総数は<u>1億株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当銀行の単元株式数は全ての種類の株式につき<u>1000株</u>とする。</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第14条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年<u>45円</u>を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該3月31日に終了する事業年度中において、第15条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第16条 当銀行の残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき<u>600円</u>を支払う。</p> <p>2. (省略)</p> | <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>1億株</u>とし、優先株式の発行可能株式総数は<u>1000万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当銀行の単元株式数は全ての種類の株式につき<u>100株</u>とする。</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第14条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年<u>450円</u>を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該3月31日に終了する事業年度中において、第15条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第16条 当銀行の残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき<u>6000円</u>を支払う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> |

#### 第4号議案 取締役2名選任の件

取締役木村真也、近藤智彦の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当行株式の数 |
|-------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 木村真也<br>(昭和33年3月18日生) | 昭和55年4月 株式会社太陽神戸銀行入行<br>平成17年1月 株式会社三井住友銀行平塚支店長<br>平成20年4月 当行市場金融部審議役<br>平成21年4月 当行市場金融部長<br>平成22年4月 当行執行役員市場金融部長<br>平成23年4月 当行常務執行役員市場金融部長<br>平成24年6月 当行常務取締役兼常務執行役員市場金融部長<br>平成25年7月 当行常務取締役兼常務執行役員<br>平成27年4月 当行専務取締役兼専務執行役員（現任）<br><br>(担当)<br>市場金融部・証券国際事務部・事務統括部・事務推進部担当 | 25,000株        |
| 2     | 近藤智彦<br>(昭和33年9月7日生)  | 昭和57年4月 株式会社兵庫相互銀行入行<br>平成15年10月 当行甲南支店長<br>平成18年4月 当行法人部次長<br>平成19年4月 当行事務部長<br>平成21年4月 当行人事部長<br>平成22年4月 当行執行役員人事部長<br>平成23年6月 当行執行役員企画部長<br>平成24年4月 当行常務執行役員企画部長<br>平成24年6月 当行常務取締役兼常務執行役員企画部長<br>平成25年4月 当行常務取締役兼常務執行役員（現任）<br><br>(担当)<br>コンプライアンス統括部・リスク統括部・人事部担当        | 42,000株        |

注1. 取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

2. 木村真也、近藤智彦の両氏を取締役候補者とした理由について  
・木村真也氏は、当行の親会社である三井住友銀行において支店長を務め、当行においては執行役員市場金融部長を経て、平成24年に常務取締役兼常務執行役員に就任、市場部門、事務部門等の担当役員を歴任しております。取締役としての経歴や実績があり、高い能力、識見を備え、当行の更なる発展に貢

献することが期待できると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

・近藤智彦氏は、当行において、執行役員人事部長を経て、平成24年に常務取締役兼常務執行役員に就任、企画部門、コンプライアンス部門、リスク管理部門、人事部門等の担当役員を歴任しております。取締役としての経歴や実績があり、高い能力、識見を備え、当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

## 第5号議案 監査役2名選任の件

監査役大麻博範氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、渡邊勝幸氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当行株式の数 |
|--------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1<br>※ | きむら みつとし<br>木村 光利<br>(昭和26年3月12日生)  | 昭和49年4月 兵庫県採用<br>平成8年4月 同 知事公室審議員<br>平成9年4月 同 広報課長<br>平成10年4月 同 芸術文化課長<br>平成15年4月 同 西播磨県民局 副局長兼企画調整部長<br>平成16年4月 同 県民政策部地域協働局長<br>平成19年4月 同 県立美術館 副館長<br>平成21年4月 同 防災監<br>平成23年3月 兵庫県退職<br>平成23年4月 公益財団法人兵庫県芸術文化協会理事長<br>平成28年4月 同 副会長(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>公益財団法人兵庫県芸術文化協会副会長 | 0株             |
| 2<br>※ | よしたけ じゅんいち<br>吉武 準一<br>(昭和26年5月4日生) | 昭和51年4月 神戸市採用<br>平成13年4月 同 企画調整局参事(神戸都市問題研究所)<br>平成20年4月 同 産業振興局長<br>平成22年4月 同 交通事業管理者<br>平成24年3月 神戸市退職<br>平成24年5月 神戸新交通株式会社代表取締役社長<br>平成26年10月 地方公共団体金融機構理事(現任)<br>平成27年4月 株式会社OMこうべ常勤監査役<br><br>(重要な兼職の状況)<br>地方公共団体金融機構理事                                                       | 0株             |

注1. 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者の木村光利、吉武準一の両氏は社外監査役の候補者であります。両氏に関する特記事項は次のとおりであります。



- (1) 社外監査役候補者とした理由について
    - ・木村光利氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、行政に長年携わった豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役に適任であると判断いたしました。なお、当行は東京証券取引所に対して同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定です。
    - ・吉武準一氏は、行政に長年携わり、企業経営者や常勤監査役などの豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役に適任であると判断いたしました。なお、当行は東京証券取引所に対して同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定です。
  - (2) 責任限定契約について
    - ・当行は、監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、定款第44条において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、木村光利、吉武準一の両氏が、監査役に選任された場合、当行との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容は次のとおりであります。
    - ・監査役が任務を怠ったことによって、当行に対し損害賠償責任を負う場合は、当該監査役が、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については当然に免責する。
  - (3) 木村光利、吉武準一の両氏は、当行又は当行の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
  - (4) 木村光利、吉武準一の両氏は、当行の親会社等ではなく、また過去5年間に当行の親会社等であったこともありません。
  - (5) 木村光利、吉武準一の両氏は、当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
  - (6) 木村光利、吉武準一の両氏は、当行又は当行の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  - (7) 木村光利、吉武準一の両氏は、当行の親会社等、当行又は当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
3. ※は新任の監査役候補者であります。

以 上

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続について＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

### 記

#### 1. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 ウェブ行使  
<http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。  
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月28日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、お早めに行ってください、ご不明な点等がございましたら次ページの問い合わせ先にお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

(3) 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。）

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について


議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。


以 上

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

(問い合わせ先)

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】  0120-652-031（午前9時～午後9時）

<その他のご照会>  0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

# 定時株主総会会場のご案内

会 場 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号  
当行本店9階会議室  
電話番号 078 (331) 8141 (大代表)

## ◎会場付近の略図

